○文部科学省告示第百二十六号

就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和四十一年文部省令第三十六号）第六条の規定に基づき、同条の文部科学大臣が定める知識及び技能に関する審査については、次の表の上欄に掲げるものとし、その審査に合格した者に対しては、それぞれ、同表の下欄に掲げる試験科目を免除するものと定め、公布の日以後に実施される認定試験から適用する。

平成二十三年八月三日

文部科学大臣　髙木　義明

上欄			下欄
審査の名称	審査の実施団体	審査の級	免除する試験科目
実用英語技能検定	財団法人日本英語検定協会（昭和三十八年四月五日に財団法人日本英語検定協会という名称で設立された法人をいう。）	一級、準一級、二級、準二級又は三級	英語
英語検定試験	公益財団法人全国商業高等学校協会（昭和三十一年十月十九日に財団法人全国商業高等学校協会という名称で設立された法人をいう。）	一級、二級又は三級	英語
国際連合公用語英語検定試験	財団法人日本国際連合協会（昭和二十三年二月二十六日に財団法人日本国際連合協会という名称で設立された法人をいう。）	特A級、A級、B級、C級、D級又はE級	英語

○文部科学省告示第百二十七号

就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和四十一年文部省令第三十六号）第七条第一項の規定に基づき、同項の文部科学大臣が定める知識及び技能に関する審査を次のように定め、公布の日以後に実施される認定試験から適用する。

平成二十三年八月三日

文部科学大臣　髙木　義明

審査の名称	審査の実施団体	審査の級	備考
日本語能力試験	独立行政法人国際交流基金及び財団法人日本国際教育支援協会（昭和三十二年三月一日に財団法人日本国際教育協会として設立された法人をいう。）	N1又はN2	平成二十二年三月三十一日までに実施された審査にあっては、審査の級は「一級又は二級」とする。

○文部科学省告示第百二十八号

就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和四十一年文部省令第三十六号）第七条第一項の規定に基づき、国語の教科の学習を行うに当たり特別の配慮を要すると認められる者として文部科学大臣が定めることとされたものを次のように定め、公布の日以後に実施される認定試験から適用する。

平成二十三年八月三日

文部科学大臣　髙木　義明

就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則第七条第一項の規定に基づき、国語の教科の学習を行うに当たり特別の配慮を要すると認められる者は、出願の時に次の各号の一に該当する者とする。

一　日本の国籍を有しない者

二　日本の国籍を有する者であって、二年以上継続して外国に居住していた者（認定試験における出願期間の最初の日から数えて三年以内に帰国した者に限る。）

三　前号に準ずる者として文部科学大臣が認める者

○文部科学省告示第百二十九号

平成二十三年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験の施行期日、場所及び出願の期限を次のように定めたので、就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和四十一年文部省令第三十六号）第四条第一項の規定により告示する。

平成二十三年八月三日

文部科学大臣　髙木　義明

一　施行期日

平成二十三年十一月二日（水）

二　場所

（都道府県）	（試験場となる施設の名称）	（試験場となる施設の位置）
北海道	北海道立生涯学習推進センター	札幌市中央区北二条西七丁目道民活動センタービル
青森県	青森県教育庁	青森市新町二丁目三番一号
岩手県	岩手県立総合教育センター	花巻市北湯口第二地割八二番一
宮城県	宮城県庁	仙台市青葉区本町三丁目八番一号
秋田県	秋田県庁	秋田市山王三丁目一番一号
山形県	山形県庁	山形市松波二丁目八番一号
福島県	杉妻会館	福島市杉妻町三番四五号
茨城県	茨城県庁	水戸市笠原町九七八番六
栃木県	栃木県庁研修館	宇都宮市塙田一丁目一番二〇号
群馬県	群馬県庁	前橋市大手町一丁目一番一号
埼玉県	ＪＡバンク埼玉県信連浦和分館	さいたま市浦和区仲町二丁目一六番六号
千葉県	千葉県総合教育センター	千葉市美浜区若葉二丁目一三番
東京都	東京都教職員研修センター	文京区本郷一丁目三番三号
神奈川県	神奈川県中央農業会館	横浜市中区海岸通一丁目二番地の二
新潟県	新潟県庁	新潟市中央区新光町四番地一
富山県	富山県庁	富山市新総曲輪一番七号
石川県	石川県庁	金沢市鞍月一丁目一番地
福井県	福井県庁	福井市大手三丁目一七番一号
山梨県	山梨県庁	甲府市丸の内一丁目六番一号
長野県	長野県庁	長野市大字南長野字幅下六九二番地の二
岐阜県	岐阜県総合教育センター	岐阜市薮田南五丁目九番一号
静岡県	静岡県教育会館	静岡市葵区駿府町一番一二号
愛知県	愛知県総合教育センター	愛知郡東郷町大字諸輪字上鉾六八番地
三重県	三重県庁	津市広明町一三番地
滋賀県	滋賀県大津合同庁舎	大津市松本一丁目二番一号
京都府	京都府教育庁	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
大阪府	大阪府庁新分館1号館	大阪市中央区大手前三丁目七番二〇号
兵庫県	兵庫県職員会館	神戸市中央区下山手通四丁目一八番二号
奈良県	奈良県庁	奈良市登大路町三〇番地
和歌山県	和歌山県立情報交流センタービッグ・ユー	田辺市新庄町三三五三の九
鳥取県	鳥取県庁	鳥取市東町一丁目二七一番地